

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

2015年3月27日

2015年12月10日改正

2017年4月14日改正

規11号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本財団学生ボランティアセンター(以下「センター」という。)の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において常勤理事俸給表(別表1)に基づき支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、理事会の承認を得て決定するものとする。

3 非常勤理事の報酬は、別表2により支給する。ただし、定款25条第2項で定める者の場合は、予め評議員会の承認を得て、別表1により支給することができるものとし、その報酬額は、理事会の承認を得て決定するものとする。

- 4 非常勤監事の報酬は、別表 3 により支給する。
- 5 評議員の報酬は、別表 4 により支給する。
- 6 常勤理事及び本条第 3 項ただし書が適用された非常勤役員（以下「常勤役員等」という。）の退職にあたっては、第 4 条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。

（退職慰労金の支給）

第 4 条 退職慰労金は、常勤役員等として円満に勤務した者が、任期満了または辞任により常勤役員等でなくなったときに当該者に支給するものとし、死亡により常勤役員等でなくなったときは、当該者の法定相続人に支給するものとする。

2 常勤役員等に対する退職慰労金の額は、退任時の月額報酬の 100 分の 60 に、在任月数及び支給係数を乗じた額とする。

ただし、第 7 項後段により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、退任日におけるそれぞれの役職ごとの月額報酬の 100 分の 60 に、それぞれの役職ごとの在任月数（以下「役職別期間」という。）及び支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

3 常勤役員等としての通算期間（以下、「在職期間」という。）及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 カ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1 カ月とする。

4 役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次 1 カ月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に 1 カ月を減ずるものとする。

5 支給係数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 在職 4 年未満の者 | 100 分の 15 以内 |
| (2) 在職 4 年以上 6 年未満の者 | 100 分の 20 以内 |
| (3) 在職 6 年以上の者 | 100 分の 25 以内 |

支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

6 常勤役員等が職務上の義務違反により解任となった場合にはこの規程は適用しないものとする。

7 常勤役員等が任期満了の日または、その翌日において再び同一の役職に任命された時は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職したものとみなす。また、常勤役員等が任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命された時も同様とする。

8 この規程に定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(報酬等の支払及び控除)

第 5 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等の額を調整のうえ支給する。

3 常勤役員等の月額報酬は、毎月一定の時期に支給する。

4 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度支給する。

(新たに常勤役員等となった者の月額報酬)

第 6 条 月の途中で常勤役員等に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、月額報酬の額を当該月の日曜日、月曜日以外の日数で除して得た額に、その者が常勤役員等となった日からその月の末日に至るまでの日曜日、月曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の月額報酬)

第 7 条 月の初日以外の日において、常勤役員等が退職し、解任され、または死亡した常勤役員等に対して支給するその月の報酬の額は、月額報酬の額を当該月の日曜日、月曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からそのものが退職し、解任され、または死亡した日に至るまでの日曜日、月曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の月額報酬は、全額を支給する。

(費用)

第 8 条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、または負担した費用については、その請求があった日以降に遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員等には、通勤に要する交通費として通勤費を実態に応じ支給する。

(公表)

第 9 条 センターは、この規程をもって、役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年12月10日）

この規程の一部変更は、2015年12月10日より施行する。

附 則

この規定の一部変更は、公益認定のあった日から施行する。

(別表1) 常勤理事俸給表(単位：円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	300,000	21	500,000	31	700,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000	32	720,000
3	140,000	13	340,000	23	540,000	33	740,000
4	160,000	14	360,000	24	560,000	34	760,000
5	180,000	15	380,000	25	580,000	35	780,000
6	200,000	16	400,000	26	600,000	36	800,000
7	220,000	17	420,000	27	620,000	37	820,000
8	240,000	18	440,000	28	640,000	38	840,000
9	260,000	19	460,000	29	660,000	39	860,000
10	280,000	20	480,000	30	680,000	40	880,000
号俸	月額	号俸	月額				
41	900,000	51	1,100,000				
42	920,000	52	1,120,000				
43	940,000	53	1,140,000				
44	960,000	54	1,160,000				
45	980,000	55	1,180,000				
46	1,000,000	56	1,200,000				
47	1,020,000	57	1,220,000				
48	1,040,000	58	1,240,000				
49	1,060,000	59	1,260,000				
50	1,080,000	60	1,280,000				

(別表2) 非常勤理事の報酬

理事会、評議員会出席の都度

一回当たり 20,000円

(別表3) 非常勤監事の報酬

理事会、評議員会及び監事監査出席の都度

一回当たり 20,000円

(別表4) 評議員の報酬

評議員会出席の都度

一回当たり 20,000円